

2194 変更前

不開示

2194 変更後

23

受 領 証

旧日本軍人、軍属等の韓国人遺骨二箇六柱（別紙名簿記載のと  
り）  
右正に受領いたしました。

一九七一年一月二〇日

遺族代表として  
財団法人 釜山 遺 團  
理事長 鄭 基 榮

次頁以下2頁 不開示

2199 変更前

Copy 3  
原色 (徳文)  
道中味

秘密標記 (赤色)

28

北東アジア課

( ) 政第ノ306号  
昭和 四十六年四月三日

外務大臣 廳

大韓民國  
金山大使

(件名) [ ] の遺骨引渡し

引用公・電信  
日付・番号 1月10日 徳文政第106号  
其電政第237号

4月5日、当館において外務部東北五州課長

並官立会の下に本件遺骨を [ ]

[ ] 遺骨に引渡しし、遺骨引取りに際し、

取違者の次第 [ ] (ソウル中に在在) 及び [ ]

付属品付  特設室用 (行)  有線電報 (DP)  特設品用 (行)  特設品用 (領)

本館送付先:  
本館写送付先:  
省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

2199 変更後

Copy 3  
原色 (徳文)  
道中味

秘密標記 (赤色)

28

北東アジア課

( ) 政第ノ306号  
昭和 四十六年四月三日

外務大臣 廳

大韓民國  
金山大使

(件名) [ ] の遺骨引渡し

引用公・電信  
日付・番号 1月10日 徳文政第106号  
其電政第237号

4月5日、当館において外務部東北五州課長

並官立会の下に本件遺骨を本使に送付(10,000円)

ヒモに遺骨に引渡しし、遺骨引取りに際し、

取違者の次第 [ ] (ソウル中に在在) 及び [ ]

付属品付  特設室用 (行)  有線電報 (DP)  特設品用 (行)  特設品用 (領)

本館送付先:  
本館写送付先:  
省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

2208 変更前

45

本件遺骨の性答にかんがみ、遺骨引渡し時に、遺族に対し、念く寸意として、各遺族に1万円を支給

（7）  
 本件、今日引渡しは念山に於て行なわれ、  
 本支の旨、[redacted]としてお付  
 かと存之ている。

GB-3 外務省

2208 変更後

45

本件遺骨の性答にかんがみ、遺骨引渡し時に、遺族に対し、念く寸意として、各遺族に1万円を支給

（7）  
 本件、今日引渡しは念山に於て行なわれ、  
 本支の旨、[redacted]としてお付  
 かと存之ている。

GB-3 外務省

2215 変更前

金沢参事官 栗野参事官 北郷アジヲ課長

（ ）政第 3007号  
 昭和 45年 8月 10日

外務大臣 殿  
 大韓民國 金山大使

（件名）  
 [redacted] の遺骨引渡し

引用公・電信  
 日付・番号  
 8月13日、外務部東北里州課担当官立  
 会の下の本件遺骨（事実証明書及び被尸書）を [redacted] にて遺族に引渡し。

付送品付  付送品 (行)  付送品 (D.P.)  付送品 (其)  付送品 (郵)

本信送付先:  
 本信写送付先:  
 配付先:

45.8.11

GA-31 在外公館

2215 変更後

金沢参事官 栗野参事官 北郷アジヲ課長

（ ）政第 3007号  
 昭和 45年 8月 10日

外務大臣 殿  
 大韓民國 金山大使

（件名）  
 [redacted] の遺骨引渡し

引用公・電信  
 日付・番号  
 8月13日、外務部東北里州課担当官立  
 会の下の本件遺骨（事実証明書及び被尸書）を本使に於て [redacted] にて遺族に引渡し。

付送品付  付送品 (行)  付送品 (D.P.)  付送品 (其)  付送品 (郵)

本信送付先:  
 本信写送付先:  
 配付先:

45.8.11

GA-31 在外公館

2216 変更前

2

すこことなつた。

ついでに 確認結果 返答した。

~~註~~

本件 番号 246 体 [redacted]

[redacted] ホン中の 10 月 2

代表代表である 都 釜山 警備 隊長

に手文し、同 理事 長 別 受領 証 書

徴 収 せし、この 受領 証 下部に

番号 引渡 し 難 に 立 会 に いる 外 務 部

及び 社会 保健 部 代表 の 20 番号 宛

受領 証 確認 する 署名 を 得 る こと

す。

釜山 の 転 電 し け。 JA

2216 変更後

2

すこことなつた。

ついでに 確認結果 返答した。

~~註~~

本件 番号 246 体 [redacted]

[redacted] ホン中の 10 月 2

代表代表である 都 釜山 警備 隊長

に手文し、同 理事 長 別 受領 証 書

徴 収 せし、この 受領 証 下部に

番号 引渡 し 難 に 立 会 に いる 外 務 部

及び 社会 保健 部 代表 の 20 番号 宛

受領 証 確認 する 署名 を 得 る こと

す。

釜山 の 転 電 し け。 JA

2225 変更前

2

1. [redacted] 受領 証 番号 について

2. [redacted]

3. 支本 科目  
(組織 口 項) 在外 領 事 館 (日) 報 償 費

4. 受取 人  
TJ 局長 須 部 量 三

5. 返本 の 説明  
厚生 省 の、同 省 保 衛 の、10 軍 人 年 際 回  
く 番号、番号 口、保 衛 費 306 号 の  
番号、引渡 し 申請、其 中、申請 番号  
を 審査 した 結果 246 柱 に 112  
引渡 し 可能 と 確認 した 趣 意、同 趣  
意、番号、引渡 し 方 を 当 省 に 依  
頼 越 した。

2225 変更後

2

1. [redacted] 受領 証 番号 について

2. 支出 金額  
[redacted]


3. 支本 科目  
(組織 口 項) 在外 領 事 館 (日) 報 償 費


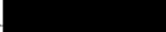
4. 受取 人  
TJ 局長 須 部 量 三

5. 返本 の 説明  
厚生 省 の、同 省 保 衛 の、10 軍 人 年 際 回  
く 番号、番号 口、保 衛 費 306 号 の  
番号、引渡 し 申請、其 中、申請 番号  
を 審査 した 結果 246 柱 に 112  
引渡 し 可能 と 確認 した 趣 意、同 趣  
意、番号、引渡 し 方 を 当 省 に 依  
頼 越 した。

2231 変更前

2




なお、日本人建設に対する二種の  
 場合は、 引取り料  
 3,500円  が支給して  
 いる。

(了)

GB-3 外務省

2231 変更後

2



なお、日本人建設に対する二種の  
 場合は、手数料 10,000円、引取り料  
 3,500円 計 13,500円 が支給して  
 いる。

(了)

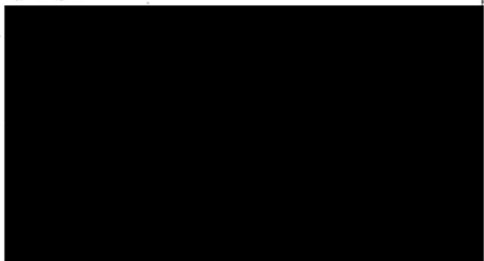
GB-3 外務省

2244 変更前

3


(加算の書類を提出した本通関税  
 の本通関税の下に)

(参考)



以上印承認を存じまはるるが、

なお、本建設申請権は計日本には  
 ない、わが国には、建設費見合を在  
 韓国政府と追付する、今次国債  
 で大いに分る こととす。



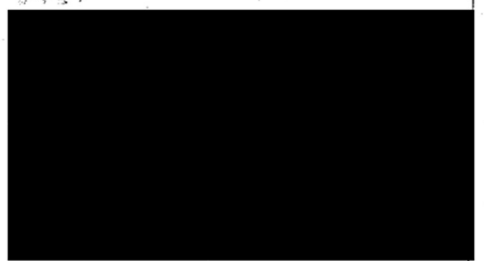
外務省

2244 変更後

3

(加算の書類を提出した本通関税  
 の本通関税の下に)

(参考)



以上印承認を存じまはるるが、

なお、本建設申請権は計日本には  
 ない、わが国には、建設費見合を在  
 韓国政府と追付する、今次国債  
 で大いに分る こととす。

追伸  
 建設費見合の時、持込：1000円  
 /6,000 - 5000円 折 印通関税 1000円  
 大いに分る こととす。

外務省

2264 変更前

3

一、政府は 有縁遺骨に対し [REDACTED]

[REDACTED] に対し

1971年2月7日

太平洋戦争 韓国戦死者 遺骨会

G.A. 6 外務省

2264 変更後

3

一、政府は 有縁遺骨に対し 2回 民間申請権

申告に 拘束されなく 相当の 慰 料を 支給

1971年2月7日

太平洋戦争 韓国戦死者 遺骨会

G.A. 6 外務省

2288 変更前

秘密指定解除  
公文書監理室

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については電信一般  
問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

深い謝意を表明した。

4. なお、本使から引渡し行事に先立つて、 [REDACTED]  
[REDACTED] (プレス等の入場前。)  
韓国へ転送した。

(了)

(平野文清)

- 2 -

外務省

2288 変更後

秘密指定解除  
公文書監理室

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については電信一般  
問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

深い謝意を表明した。

4. なお、本使から引渡し行事に先立つて、遺族への「す  
ん志」をボク次官へ手交した。(プレス等の入場前。)  
韓国へ転送した。

(了)

(平野文清)

- 2 -

外務省

2323 変更前

秘密指定解除 公文書監理室 45

政 第5807号  
昭和 51年 10月 29日

外務大臣 殿  
駐大韓民國  
西山大使

(件名) 旧軍人 軍属等朝鮮半島出身者 遺骨引渡の問題

引用公・電信 10月20日 貴信 臺北次1368号  
日付・番号 釜山 釜大 函次190号

10月28日 韓国側代表より 受領した本件  
[Redacted] 部 別添の [Redacted]  
送付す。

本信送付先: 釜山 (件属省略) 2006

次頁不開示 在外公館

2323 変更後

秘密指定解除 公文書監理室 45

政 第5807号  
昭和 51年 10月 29日

外務大臣 殿  
駐大韓民國  
西山大使

(件名) 旧軍人 軍属等朝鮮半島出身者 遺骨引渡の問題

引用公・電信 10月20日 貴信 臺北次1368号  
日付・番号 釜山 釜大 函次190号

10月28日 韓国側代表より 受領した本件  
本使寸分の領收証を 部 別添の [Redacted]  
送付す。

本信送付先: 釜山 (件属省略) 2006

次頁不開示 在外公館

2368-1 変更前

秘密指定解除 公文書監理室 90

電話案 027842-002 号

昭和 51年 12月 27日 午後 12時 30分 発

電 信 案 (件名) 在 韓國 西山 大使 殿 外務大臣 殿

件名 旧軍人 軍属等遺骨引渡の問題 (日本側角呈示)

主文・文書記号 第 1548 号 大至急 (至急)

往電次1547号 別電

解決案

在 釜山 用村 大使 殿 外務大臣 殿 大至急 (至急) 第 269 号

2368-1 変更後

秘密指定解除 公文書監理室 90

電話案 027842-002 号

昭和 51年 12月 27日 午後 12時 30分 発

電 信 案 (件名) 在 韓國 西山 大使 殿 外務大臣 殿

件名 旧軍人 軍属等遺骨引渡の問題 (日本側角呈示)

主文・文書記号 第 1548 号 大至急 (至急)

往電次1547号 別電

解決案

切/ 添付書は、「1/ 部以内で遺骨の引渡が済む  
場合残った遺骨については日本政府がしる  
べく潜蔵する」旨を明瞭の上、日本国内で遺骨  
リストを公開する。

在 釜山 用村 大使 殿 外務大臣 殿 大至急 (至急) 第 269 号

2368-2 変更前



釜山に戦俘した。 (7)

GB-3

外務省

2368-2 変更後

② 公法であり、原法者は国籍を以て北朝鮮赤十字委員会に送り出す通知し、送付引取りを希望する送付者につき調査を依頼する。

③ 北朝鮮が引取りを希望する場合は、送付者より正法を決定するかどうかを確認のうえ引取りすが、上記の公法のため、国籍を決定した時点で、送付送戻の通知しないうちに本籍地とする者の送付は、その条件を付した上で北朝鮮政府に一括引取りす。

④ ① これら送付者に対して北朝鮮政府が求める通知を行う。

⑤ ② 北朝鮮が引取りを希望する場合は、その送付者のいんを問わず送付を引取りす。

⑥ 公法であり、国籍を決定するも送戻が判明しない、北朝鮮を本籍地とする者の送付は、北朝鮮が引取りを希望するのならば、日本-北朝鮮赤十字委員会を通じて引取りす。(引取りを希望しない場合は引取りを原法者へ返送する)。

釜山に戦俘した。 (7)

GB-3

外務省

2380 変更前

(7) [Redacted]

[参考]

① 正法遺族が確認された遺骨について1977年11月246柱とわが方空費にて韓国に輸送し韓国政府保健立会のもとに遺族代表に引渡し、~~其~~に1974年12月911柱とわが方空費にて韓国に輸送して韓国政府に引渡し韓国政府の遺族に引渡し~~した~~。

② 現在1,169柱の遺骨が日黒祐天寺に未引渡しのまゝ安置されており、正法

GA-6

外務省

2380 変更後

(7) 北朝鮮に本籍地とする者の遺骨は、希望すれば日-北朝鮮赤十字を通じて北朝鮮側に引渡す。

[参考]

① 正法遺族が確認された遺骨について1977年11月246柱とわが方空費にて韓国に輸送し韓国政府保健立会のもとに遺族代表に引渡し、~~其~~に1974年12月911柱とわが方空費にて韓国に輸送して韓国政府に引渡し韓国政府の遺族に引渡し~~した~~。

② 現在1,169柱の遺骨が日黒祐天寺に未引渡しのまゝ安置されており、正法

GA-6

外務省

2383-1 変更前

105

(印字番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (印字・印の表示) 暗 平 総物127 149-002号

第 ① 号 昭和 年 月 日 時 分

50-1 27 17-45

大急急・(急急)・普通・LTF 発電係 小村

大臣官 臨時代理大使

大 臣 政務次官 事務次官 外務審判官 外務審判官 官房長

主官 阿部 代理

阿部 起期 昭和60年1月27日

秘書 電話番号 2415

秘密指定解除 公文書管理室

在 韓 国 領 事 館 代理 大使 臨時代理大使 外務 大臣 発

総領事 代理

在 釜 山 田 村 代理 大使 臨時代理大使 外務 大臣 発

総領事 代理

件名 軍人遺骨問題(日本側提案) (秘密)

往電 茅 87 呈別電

解決

GB-1

2383-1 変更後

105

(印字番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (印字・印の表示) 暗 平 総物127 149-002号

第 ① 号 昭和 年 月 日 時 分

50-1 27 17-45

大急急・(急急)・普通・LTF 発電係 小村

大臣官 臨時代理大使

大 臣 政務次官 事務次官 外務審判官 外務審判官 官房長

主官 阿部 代理

阿部 起期 昭和60年1月27日

秘書 電話番号 2415

秘密指定解除 公文書管理室

在 韓 国 領 事 館 代理 大使 臨時代理大使 外務 大臣 発

総領事 代理

在 釜 山 田 村 代理 大使 臨時代理大使 外務 大臣 発

総領事 代理

件名 軍人遺骨問題(日本側提案) (秘密)

往電 茅 87 呈別電

解決

厚生省は、「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内

GB-1

2383-2 変更前

一 覧 一 2

GB-3 外務省

2383-2 変更後

一 覧 一 2

GB-3 外務省

で遺骨リストを公示する。

切 公示にあたり、厚生省は日赤を通じて北朝鮮赤十字会にも同リストを通知し、遺骨引取りを希望する遺族につき調査方依頼する。

切 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

切 これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。

切 将来遺族が判明した場合には、その居住地のいかんを問わず遺骨を引渡す。

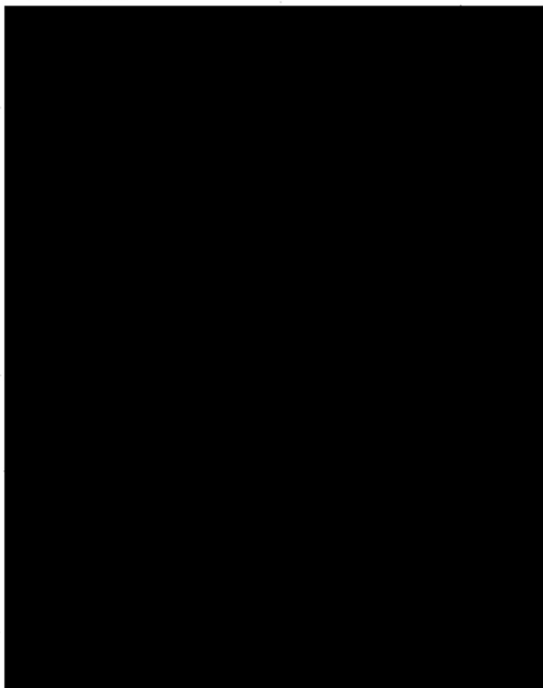
切 公示後1年を経過しても遺族が判明しない、北朝鮮を本籍地とする者の遺骨は、北朝鮮側が引取りを希望するのであれば、日赤-北朝鮮赤十字を通じて引渡す。(引取りを希望しない場合は引続き厚生省が保管する)。

2386 変更前

3

秘

2 解決案



次頁不開示

2386 変更後

3

秘

2 解決案

- (1) 厚生省は、「7年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。
- (2) 公示にあたり、厚生省は日赤を通じて北朝鮮赤十字会にも同リストを通知し、遺骨引取りを希望する遺族につき調査方依頼する。

- (3) 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後7年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。
  - (イ) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。
  - (ロ) 将来遺族が判明した場合には、その居住地のいかんを問わず遺骨を引渡す。

次頁不開示

2387 変更前

太平洋戦争遺族等苦状等	九五二一各
後援 日本国 大使館	大使館
発信 太平洋戦争 遺族会	
題目 請 願	
1. 第二次大戦当時 韓国人 軍人 軍属 傷	
病者 挺身隊等 戦死者 死に者 行	
方不明者 計三三萬五千名 名簿 散在	
2. 遺族一括奉還	
3. 納骨堂 建立	
4. 慰霊塔 建立	
5. 遺族會館 建立	
6. 遺族墓地 無償貸付	
7. 遺族財団協賛 (基金開設) 日貨(四億四	
萬円)	
8. 在日 補償金(斜明) (遺族(財)会 遺族(平)会	
支給 特別(平)会等)	
9. 公務扶助料 遺族給付(平)	
10. 日本遺族会 外 韓国 太平洋戦争 遺族会	
外 結核兄弟 提携	

2387 変更後

太平洋戦争遺族等苦状等	九五二一各
後援 日本国 大使館	大使館
発信 太平洋戦争 遺族会	
題目 請 願	
1. 第二次大戦当時 韓国人 軍人 軍属 傷	
病者 挺身隊等 戦死者 死に者 行	
方不明者 計三三萬五千名 名簿 散在	
2. 遺族一括奉還	
3. 納骨堂 建立	
4. 慰霊塔 建立	
5. 遺族會館 建立	
6. 遺族墓地 無償貸付	
7. 遺族財団協賛 (基金開設) 日貨(四億四	
萬円)	
8. 在日 補償金(斜明) (遺族(財)会 遺族(平)会	
支給 特別(平)会等)	
9. 公務扶助料 遺族給付(平)	
10. 日本遺族会 外 韓国 太平洋戦争 遺族会	
外 結核兄弟 提携	

2391-1 変更前

3

筆に出席し、残遺骨に總骨一本供之り、  
 之の無神を振りて、~~此~~ 此に直接に引  
 起し、~~此~~ 本件遺骨、遺族に因り  
 〃 對日民間請本戦死骨遺族会(会長 崔宗宰)  
 之の引取りに、本件遺族之費用は、  
 引取りに、崔宗宰は、~~此~~ 上記名簿に  
 当る骨成と認め、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会「太平洋戦争戦没  
 ……会」より骨成を引取り、~~此~~ 当る骨成と認め  
 之に引取りに、~~此~~ 在日韓国人、韓国  
 人遺骨尋還会(会長 姜 済鍾)より骨成を引取り  
 同に仲向に、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 4. 遺骨は、~~此~~ 引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り

GA-6

外務省

2391-1 変更後

3

筆に出席し、残遺骨に總骨一本供之り、  
 之の無神を振りて、~~此~~ 此に直接に引  
 起し、~~此~~ 本件遺骨、遺族に因り  
 〃 對日民間請本戦死骨遺族会(会長 崔宗宰)  
 之の引取りに、本件遺族之費用は、  
 引取りに、崔宗宰は、~~此~~ 上記名簿に  
 当る骨成と認め、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会「太平洋戦争戦没  
 ……会」より骨成を引取り、~~此~~ 当る骨成と認め  
 之に引取りに、~~此~~ 在日韓国人、韓国  
 人遺骨尋還会(会長 姜 済鍾)より骨成を引取り  
 同に仲向に、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 4. 遺骨は、~~此~~ 引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り

GA-6

外務省

2391-2 変更前

4

〃 對日民間請本戦死骨遺族会(会長 姜 済鍾)より骨成を引取り  
 同に仲向に、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 4. 遺骨は、~~此~~ 引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 5. 韓国政府は1975年、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 1人につき30万円で用途は一般遺族補償を  
 計画にあり、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 6. 在日韓国人、韓国  
 人遺骨尋還会(会長 姜 済鍾)より骨成を引取り  
 同に仲向に、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り

GA-6

外務省

2391-2 変更後

4

〃 對日民間請本戦死骨遺族会(会長 姜 済鍾)より骨成を引取り  
 同に仲向に、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 4. 遺骨は、~~此~~ 引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 5. 韓国政府は1975年、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 1人につき30万円で用途は一般遺族補償を  
 計画にあり、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 6. 在日韓国人、韓国  
 人遺骨尋還会(会長 姜 済鍾)より骨成を引取り  
 同に仲向に、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り  
 之に引取りに、~~此~~ 對日民間請本戦死骨遺族会より骨成を引取り

GA-6

外務省

2437 変更前

10

このは 浦項監獄所の 株券の形に渡され  
 3かを知れり。

(2) 先年受領した遺骨は全部遺族に渡した。  
 [Redacted]  
 [Redacted]  
 [Redacted] 遺族  
 [Redacted]  
 (3) [Redacted]  
 [Redacted]

GA-6 外務省

2437 変更後

10

このは 浦項監獄所の 株券の形に渡され  
 3かを知れり。

(2) 先年受領した遺骨は全部遺族に渡した。  
 [Redacted] 日本側から文書の提出  
 台外 10段 | 柱につき 1万 羽を遺族に渡した

[Redacted] 遺族  
 [Redacted]  
 (3) [Redacted]  
 [Redacted]

GA-6 外務省

2478 変更前

No. P-396

NOTES VERBALES

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and, referring to the case of the return to the Republic of Korea of the ashes of 246 Korean nationals, which had been in the custody of the Japanese Government, has the honor to inform the Ministry that the ashes in question were brought to Fusan escorted by the officials of the Japanese Government and duly transferred by them to Mr. Chung-ki Jung, Chief Director of Pusan Jung Bon, representing the families of the deceased, at the Hous Soo Sa temple on November 23, 1971.

The Embassy further has the honor to add that, simultaneously with the above-mentioned transfer of the ashes, [Redacted]  
 [Redacted]

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

2478 変更後

No. P-396

NOTES VERBALES

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and, referring to the case of the return to the Republic of Korea of the ashes of 246 Korean nationals, which had been in the custody of the Japanese Government, has the honor to inform the Ministry that the ashes in question were brought to Fusan escorted by the officials of the Japanese Government and duly transferred by them to Mr. Chung-ki Jung, Chief Director of Pusan Jung Bon, representing the families of the deceased, at the Hous Soo Sa temple on November 23, 1971.

The Embassy further has the honor to add that, simultaneously with the above-mentioned transfer of the ashes, a total sum of 2,460,000 won (10,000 won per each deceased person) as a mark of sympathy toward the bereaved families was also handed over to [Redacted]

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

2479 変更前

互換申請書 七

本張報告(在日韓國人協會協議)

千6.11.22  
比部. 45内

1. [Redacted]

2. 今後の内題次第とあり

(1) [Redacted]

GA-6 外務省

2479 変更後

互換申請書 七

本張報告(在日韓國人協會協議)

千6.11.22  
比部. 45内

1. 本件遺骨246体及山大使利の付  
246万対ノ体. 千送ニ付. 11月20日  
午前11時半 釜山郊外金水車ノ泊  
措置代表 [Redacted] 23  
渡シ送定了シテ. (外務部及山使  
衛社会部 各担当官立会)(詳細別紙ナリ)

2. 今後の内題次第とあり

(1) [Redacted]

GA-6 外務省

2480 変更前

(イ) 9:00 千送. 釜山埠頭取(遺骨412)

金水車 10 9:30 頃着. 釜山同車ノ乗取.  
8時30. 相写ニ付 1体. 千送 遺骨 2  
遺骨 千送ノ付着. 釜山埠頭 11月 南島  
11:00 頃 同付着 終了.

(ロ) (村) 千送 釜山 千送 千送  
水引 立次 釜山 千送 千送.

3. 遺骨引渡シ

シ 11:30 千送. 日本側. 在韓 福瓜米橋  
在釜山. 松本館 45内. 韓側 卸送送会  
代表. 同送送会 衛社会部 担当官(衛生  
管理官室 環境衛生担当官) 及 外務部 保  
官(南島相談 金水車) 20 内. 遺骨  
と奉送 釜山 金水車 泊. 遺骨 246 体  
引渡シ 終了 千送

(ハ) 20 日. 焼香 千送 千送 教會

GA-6 外務省

2480 変更後

(イ) 9:00 千送. 釜山埠頭取(遺骨412)

金水車 10 9:30 頃着. 釜山同車ノ乗取.  
8時30. 相写ニ付 1体. 千送 遺骨 2  
遺骨 千送ノ付着. 釜山埠頭 11月 南島  
11:00 頃 同付着 終了.

(ロ) (村) 千送 釜山 千送 千送  
水引 立次 釜山 千送 千送.

3. 遺骨引渡シ

シ 11:30 千送. 日本側. 在韓 福瓜米橋  
在釜山. 松本館 45内. 韓側 卸送送会  
代表. 同送送会 衛社会部 担当官(衛生  
管理官室 環境衛生担当官) 及 外務部 保  
官(南島相談 金水車) 20 内. 遺骨  
と奉送 釜山 金水車 泊. 遺骨 246 体 及 山  
大使利の付 246 万対ノ 引渡シ 終了 千送  
(詳細別紙ナリ)

(ハ) 20 日. 釜山 千送 釜山 千送 千送 日  
本政府 千送 千送 千送 千送 千送 千送  
千送 千送 千送 千送 千送 千送 千送  
千送 千送 千送 千送 千送 千送 千送

(ハ) 20 日. 焼香 千送 千送 教會

GA-6 外務省

2493-1 変更前

[添付]  
# 韓半島 金融前 記録

[Redacted]

GA-6 外務省

2493-1 変更後

[添付]  
# 韓半島 金融前 記録

北朝鮮が昨年(2019年)に引き起こした  
法外な問題(別添付資料2019年2月24日  
付書式第298号参照)があり、これには  
韓国側提案に本件が関係する旨、回答する  
この金山大使の訓令(金山 2019年11月26日  
附)は、韓国側(2019年11月26日)に対し、  
「これはどうなる」との価値観の違いに  
も関係なく、本件は北朝鮮側の方針により  
解決(北朝鮮側)により、執行が  
遅延した。

このように法律問題に事とされて  
いるのは、本件は半永久的に解決  
外務省

2493-2 変更前

[Redacted]

(3) 日本側 # 提案(伊達 2019.2.6  
金融前 記録)

日本側としては、真正の交渉に引き進むに  
韓国政府より、大々的に提案を採り  
具体的には、北朝鮮の兵器生産・輸送  
を禁止する旨、

[Redacted]

拒否の交渉に引き進む以外の交渉  
は、立派な懸案として、韓国に  
おこなうことも一案である。

GA-6 外務省

2493-2 変更後

本件の事情を考慮し判断、

[Redacted]

(3) 日本側 # 提案(伊達 2019.2.6  
金融前 記録)

日本側としては、真正の交渉に引き進むに  
韓国政府より、大々的に提案を採り  
具体的には、北朝鮮の兵器生産・輸送  
を禁止する旨、これにより、日本側は  
北朝鮮側との交渉でも、南朝鮮側の  
交渉は十分に引き進むべきである。

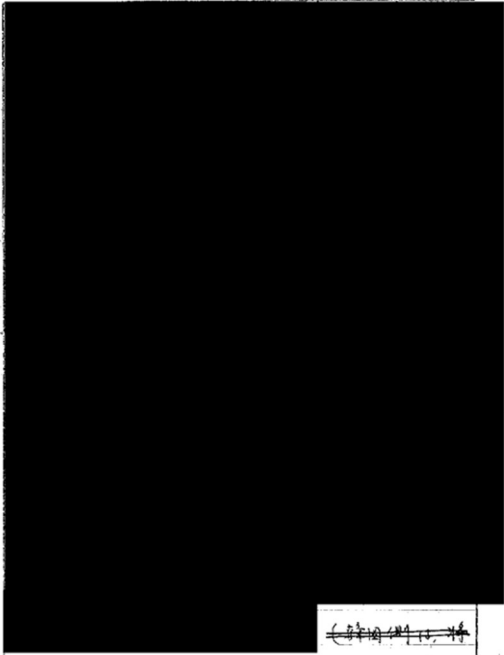
拒否の交渉に引き進む以外の交渉  
は、立派な懸案として、韓国に  
おこなうことも一案である。

GA-6 外務省



2534-2 変更前

8




~~韓国側は、特~~

(3) なお、すでに、一部 韓国民間人の中には、  
外務省

2534-2 変更後

8

として、管理者としての立場において本来なら  
 は、公平等の平役により相対人を見出す  
 ことに努めなければならないが、政府上の  
 理由により、それが困難であるとするのは、  
 政府が平水入約にこれら違背を保障せざる  
 をえないこととなる。



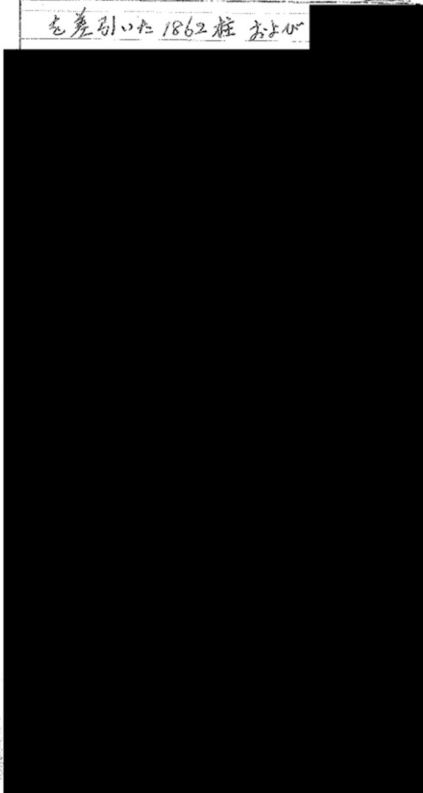
~~韓国側は、特~~

(3) なお、すでに、一部 韓国民間人の中には、  
外務省

2540 変更前

3

を差引いた 1862 柱 および



次頁不開示

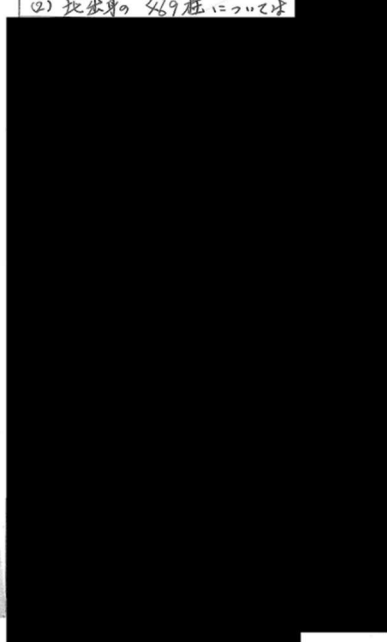
2540 変更後

3

を差引いた 1862 柱 および

一括して韓国政府が引き取り、その後、  
 韓政府に引継がれる

(4) 北朝鮮の 469 柱 については



次頁不開示